

大分県報

令和六年
四月一日
号外（四二）

（月曜日）

目次

人事委員会規則

職員の退職管理に関する規則の一部改正……………
大分県人事委員会事務局組織規則の一部改正……………
大管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………
大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………
大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の制定……………

○人事委員会規則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第七号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号イ中「局長（）」の下に「交通政策局、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第八号

大分県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大分県人事委員会事務局組織規則（昭和三十五年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「、主査」を「及び主査並びに専門幹」に改め、同条第十項中「主幹」の下に「並びに専門幹」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「主幹（）」を「主幹・副主幹（）」に、「主幹に」を「主幹・副主幹に」に、「組織管理班課長補佐」を「組織管理班主幹」に、「法務班参事」を「法務班室長補佐」に、「法規審査事務を担当する参事」を「法規審査事務を担当する室長補佐」に改め、「交通政策課参事（人事又は服務に関する事務を担当する参事に限る。）」及び「雇用労働政策課雇用労働政策監」を削り、同表の教育委員会の部の本庁の項中「理事、」を削り、「主任（）」を「主査（）」に、「主任に」を「主査に」に、「改革企画班主幹・副主幹・主査」を「改革企画班主幹・主査・主任」に、「法務班主幹」を「法務班課長補佐」に、「企画・予算班主幹」を「企画・予算班課長補佐」に、「福利課管理予算班主幹」を「福利課管理予算班課長補佐」に改め、「義務教育課管理予算班主幹」の下に「、特別支援教育課企画・管理班主幹」を加え、同表の監査委員事務局の部中「課長補佐」の下に「主幹」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

大分県報号外（人事委規則）

令和六年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十号

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表の玖珠町の部の本庁の款の町長部局の項中「総務課長補佐・行政班主幹」を「総務課総務班主幹」に改め、同款の教育委員会事務局の項中「指導企画監」の下に「参事」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十一号

大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則

大分県人事委員会が管理する公文書の公開等については、知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県規則第二十二号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の廃止）

2 大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県人事委員会規則第十六号）は、廃止する。